

特定都市河川指定の経緯

令和8年8月4日

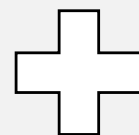
- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の推進 河川での対応だけでなく、流域全体での対応へ

○ 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

集水域

[国・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域

[国・県・市・利水者]

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

[国・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全

氾濫域



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化

特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



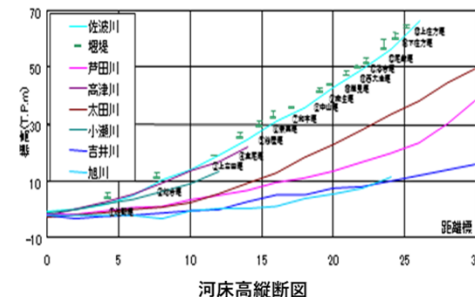
特定都市河川の指定(令和8年3月31日 官報第75号)

佐波川流域の特徴

・佐波川は、三ツヶ峰を源に発し、野谷川、三谷川、島地川等の支川を合わせ、防府市街地北部を流下し周防灘に注ぐ、一級河川であり、山口・防府地域における社会・経済・文化の基盤を形成し、人々の暮らしを育んできた「母なる川」である。

・佐波川ダム上流域にある滑山国有林は美林を誇っており、現在でも一部は学術参考林として保護されるなど豊かな自然環境が残されている。

・佐波川本川中上流部は、河床が急勾配となっており、農業用水確保のために数多くの堰が存在している。



③改築が必要な固定堰が数多くあり、改築には時間を要することから、佐波川上流側では早期の治水安全度向上が困難な状況。



河川整備に加え、山口県内初の特定都市河川指定により、更なる「流域治水」の推進を図る。

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

- ・「流域水害対策計画」の策定。法定計画により浸水被害対策を推進。
- ・雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組の推進。

近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

R5.7	前線に伴う豪雨による堤防の開口部からの溢水により農地の浸水被害が発生。
R6	岸見地区では、1年間で3度の浸水被害が発生(7/1、7/11、11/1)。近年の気候変動による豪雨を踏まえ、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、佐波川における特定都市河川の指定に向け、関係者と協議・調整を進めた。
R6.10	「第7回佐波川流域治水協議会」において、指定に向けた検討を開始することについて事前合意。
R7.2	「第8回佐波川流域治水協議会」において、特定都市河川の指定区間と指定範囲を鈴屋堰より上流とすることについて、事前合意。
R7.11	流域住民等に、特定都市河川指定制度について説明を実施。
R8.3.31	特定都市河川指定。



法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践 ※検討中

【流域水害対策計画の方向性】

○固定堰による堰上げの影響により排水が難しくなる特性等を踏まえ「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

- 固定堰による堰上げの影響等による浸水被害、内水被害の軽減。
 - ①河川整備に加え、輪中堤、宅地嵩上げ、堤防強化等による浸水対策。
 - ②雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。
 - ③貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。
 - ④雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。

①河川整備(築堤)イメージ



- 佐波川本川の支川合流部には開口部が残されており、霞堤のような遊水機能を保持している。
- ⑤開口部の存置

⑤開口部存置イメージ



①浸水対策「流域治水整備事業等」の活用

浸水被害が常習化している地域で「流域治水整備事業」等を活用することで、輪中堤、宅地嵩上げ、移転等により、早期に浸水被害の防止・軽減をはかる。

浸水被害常襲地域での早期の浸水対策。輪中、嵩上げ、堤防強化等



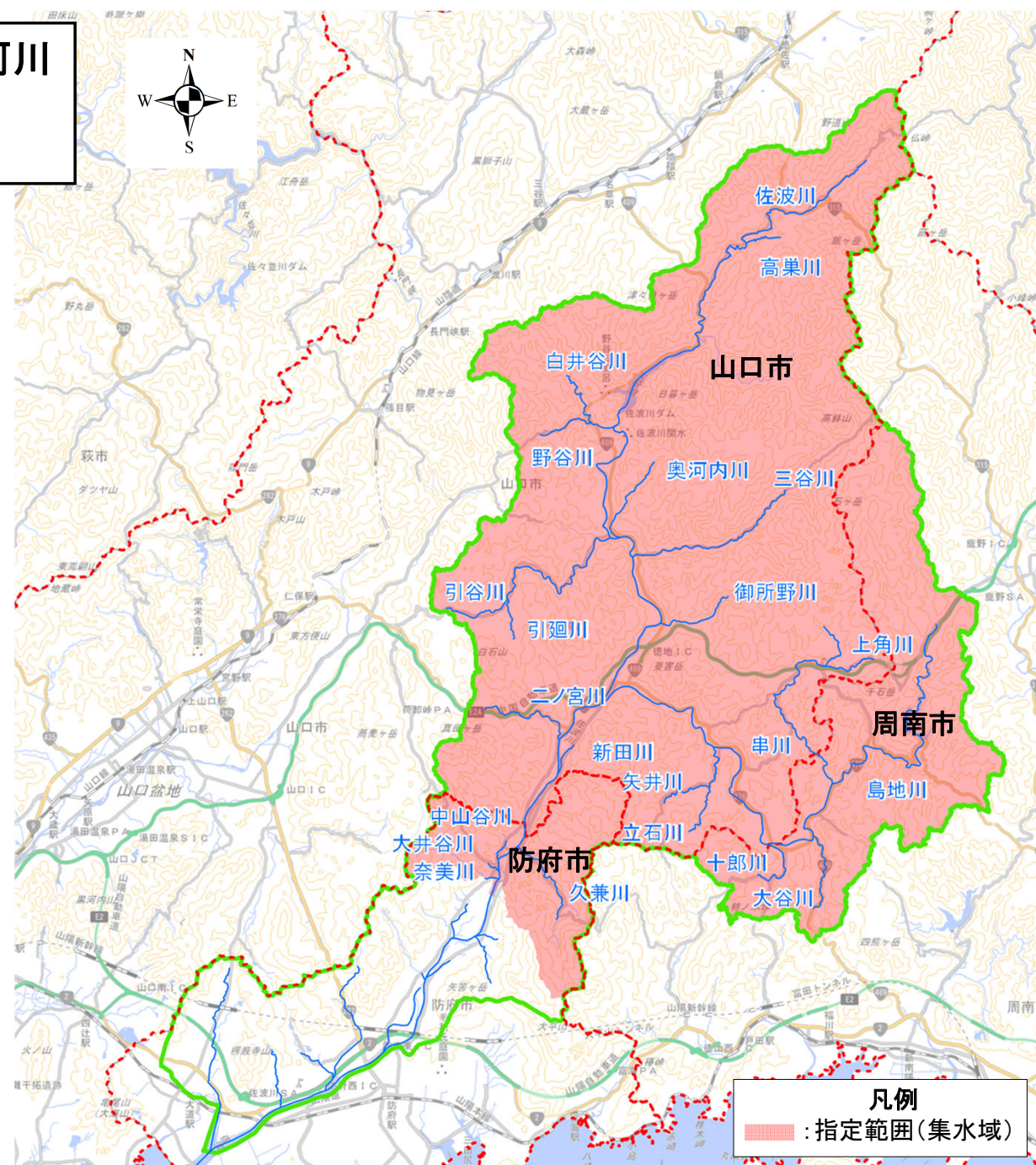
③貯留機能保全区域指定制度

住宅地近隣の田畑など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家々の浸水被害につながるため、貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。



特定都市河川の指定(令和8年3月31日 官報第75号)

河川区間:佐波川水系佐波川等の計22河川
流域面積:約390km²
(山口市、防府市、周南市)



- 「流域水害対策計画」の効果的な策定・実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」を組織（法第6条）
- 「流域水害対策計画」に、雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を位置付け

【流域水害対策協議会のイメージ】



：流域水害対策計画策定主体

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

→ **構成員は協議結果を尊重**

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」(令和3年11月1日)

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

2. 流域水害対策協議会制度について(特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係)

(3) 協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等※及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

※「河川管理者等」(法第4条参照): 指定された特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者



指定流域内において防災関係に係わりのある組織等から参画